

大津市健康増進事業実施要領

第1 総則

1 目的

この実施要領は、健康増進法第19条の2に基づき本市が実施する健康増進事業について必要な事項を定め、適切な検診体制の確保を図ることを目的とする。

2 実施の基準

検診の実施にあたっては、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康事業について」（平成20年3月31日健発第0331026号）、「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」（平成20年3月31日健発第0331009号）、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号、令和6年2月14日最終改正）及び滋賀県「がん検診の実施のための指針」によるほか、この要領の定めによるものとする。

3 種類及び対象者

対象者は大津市に住民票がある者及び大津市の生活保護等を受給している者とし、種類及び要件は、次のとおりとする。なお、実施にあたっては、マイナ保険証等で本人確認を行う。

- (1) 肝炎ウイルス検診・・・当該年度内において満40歳以上に達する者で、過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者。ただし、特定健康診査に相当する健康診断において、肝機能検査の数値が「保健指導判定値（AST（GOT）：31～50U/L、ALT（GPT）：31～50U/L、 γ -GT（ γ -GPT）：51～100U/L）」となった者で、受診を希望する者については、過去に検診を受けた者であっても受診することができるものとするが、原則として速やかに医療受診をすすめるものとする。
- (2) 基本健康診査・・・・・・当該年度内において満40歳以上に達する者で、受診時に生活保護を受給している者又は中国残留邦人支援給付を受給している者
※医療保険者が実施する特定健康診査及び後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査、労働安全衛生法に基づく事業主の健康診断を受けることができる者は除く。

(3) がん検診

① 胃がん検診

- ・胃部エックス線検査・・・当該年度内において満50歳以上の偶数年齢に達する者（前年度又は当該年度に大津市胃がん検診（胃内視鏡検査を含む。）を受診した者、妊娠中又は妊娠の可能性のある者、バリウムに対するアレルギー反応がある者、消化管の閉塞又は強い狭窄があると診断されている者、過去の検診で誤嚥したことがある者、胃を切除したことがある者、胃腸に強い自覚症状がある者、胃の病気で治療中や経過観察中の者、嚥下が困難である者、自分で体位変換ができない者、極度の便秘症又は過去にバリウムによる

極度の便秘症になったことがある者、心臓病・腎臓病で水分制限をしている者は除く。）

・胃内視鏡検査・・・当該年度内において満50歳以上の偶数年齢に達する者
(胃の病気で治療中や経過観察中の者、自覚症状のある者、前年度又は当該年度に本市や他の自治体・職場・病院で同等(胃部エックス線検査を含む。)の検診を受診した者、インフォームド・コンセントや同意書の取得ができない者、妊娠中又は妊娠の可能性のある者、胃部分切除術後5年経過していない者及び胃全摘術後の者、咽頭・鼻腔等に重篤な疾患があり内視鏡の挿入ができない者、呼吸不全のある者、急性心筋梗塞や重篤な不整脈などの心疾患がある者、明らかな出血傾向またはその疑いがある者、収縮期血圧が極めて高い者、全身状態が悪く胃内視鏡検査に耐えられないと判断される者、疾患にかかわらず入院中の者は除く。)

② 大腸がん検診・・・当該年度内において満40歳以上に達する者

(痔疾患等があり出血している者、痔、大腸ポリープ、大腸がん又はその他腸からの出血を伴う疾患等で治療中または経過観察中の者、陽性となった場合に全大腸内視鏡検査を受けることに同意しない者、身体状態等の理由により精密検査を受診できないとあらかじめ判断される者は除く。)

③ 肺がん結核検診

・胸部エックス線検査・・・当該年度内において満40歳以上に達する者

65歳以上の者については、大津市居住者も可能とする。

・喀痰細胞診・・・当該年度内において満50歳以上に達し、かつ、喫煙指数600以上の者。ただし、集団方式では喀痰細胞診を実施しないため、喀痰細胞診の対象者は、医療機関での個別検診の対象とする。

(6か月以内に血痰が出たことがある者、呼吸器疾患で治療中または経過観察中の者、咳や痰などの呼吸器症状がある者、妊娠している者(可能性も含む)は除く。)

④ 子宮頸がん検診・・・当該年度内において満20歳以上に達する女性

(自覚症状がある者、子宮頸がんや異形成で治療中または経過観察中の者、子宮の手術をした者で子宮頸部が残存していない者は除く。)

⑤ 乳がん検診・・・当該年度内において満40歳以上に達する女性

(過去10年以内に乳がんの治療を受けた者、自覚症状がある者、豊胸手術、両側の乳房再建術を受けている者、心臓ペースメーカー、V-Pシャント(水頭症手術)、CVポート(皮下埋込型ポート)等の人工物を胸に挿入している者、医療機関で経過観察中の者、妊娠している者、授乳中又は卒乳後で乳汁の分泌が続いている者は除く。)

4 実施期間

検診の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

5 実施方法及び委託料

検診の実施方法は、委託による個別方式又は集団方式とする。

(1) 個別方式とは、検診希望者が受診を希望する日に、医療機関において個別に実施する検診のことをいう。

- (2) 集団方式とは、検診を特定の日及び特定の場所に限定した上で、検診希望者を事前に募集し、各市民センター等の会場において検診機関により実施する検診のことをいう。
- (3) 個別方式による委託料は、別表のとおりとする。集団方式による委託料は、委託先との協議の上で決定するものとする。

6 実施回数

原則として同一人について年度1回行う。

ただし、子宮頸がん検診、乳がん検診及び胃がん検診については、原則、同一人について2年度に1回、肝炎ウイルス検診については、生涯に1回行う。

第2 各検診における実施方法等について

1 肝炎ウイルス検診

(1) 目的

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。

(2) 実施方法

医療機関における個別方式及び検診機関による集団方式で実施する。

(3) 費用

検診手数料として、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第15項第1号に規定する1,000円を徴収する。徴収に係る事務の取扱いについては、「各種検診手数料徴収事務取扱要領」で定める。

ただし、無料クーポン券対象者、生活保護世帯に属する者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者、市民税非課税世帯に属する者及び当該年度において70歳以上の者、65歳から69歳までの後期高齢者医療制度加入者については、無料とする。また、大津市国民健康保険加入者は、大津市国民健康保険より助成があるため無料とする。

なお、無料クーポン券対象者については、年度ごとに「各種検診における無料クーポン券による個別勧奨実施要項」で定める。

(4) 検診項目及び方法

① 問診

問診においては、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、現在B型及びC型肝炎の治療を受けているか否かなどについて、聴取する。また、その際に肝炎ウイルス検診について説明を行い、肝炎ウイルス検診の実施についての受診者本人の同意を得る。なお、問診は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。また、自筆の署名をもって肝炎ウイルス検診の実施についての同意を得たとみなすことができる。

② B型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、特定健康診査等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えない。

③ C型肝炎ウイルス検査

・HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することができるHCV抗体測定系を用いること。なお、特定健康診査等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えない。

・HCV核酸増幅検査（HCV-RNA検査）

HCV抗体検査により、中力価及び低力価と分類された検体に対して行うこと。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

(5) 結果の判定

① B型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）

HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定する。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判断することが難しい場合があることに留意する。

② C型肝炎ウイルス検査

検査結果の判定は、以下のとおり区分する。

ア「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定

・HCV抗体高力価を示す・・・(①)

・HCV抗体中力価及び低力価を示し、HCV核酸増幅検査の結果が陽性・・・(②)

イ「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定

・HCV抗体中力価及び低力価を示し、HCV核酸増幅検査の結果が陰性・・・(③)

・HCV抗体検査結果が陰性（各検査法でスクリーニングレベル以下）を示す・・・(④)

(6) 結果の通知

検診の結果については、指導区分を付し、実施機関より受診者に速やかに通知する。

(7) 指導区分及び事後指導

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、専門の医療機関への受診勧奨を行う。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

(8) 記録の整備

氏名、性別、年齢、住所、検診結果等を記録し、少なくとも5年間は保存するものとする。

(9) 陽性者のフォローアップ

HBs抗原検査において「陽性」と判定されたもの及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者に対し、同意書により本人の同意を得た上で年1回医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合には、必要に応じて受診勧奨する。

2 基本健康診査

(1) 目的

メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点をおいた検査を通じて、受診者の生涯にわたる生活の質の維持・向上に資することを目的とする。

(2) 実施方法

医療機関において個別方式で実施する。

(3) 費用

無料とする。

(4) 検診項目

① 基本項目・・・受診者全員に行う。

ア 質問項目：生活習慣等に関連する自覚症状等を問診により聴取する。

イ 身体計測：身長、体重、腹囲測定、BMI

ウ 理学的所見：身体診察

エ 血圧測定

オ 脂質検査（空腹時中性脂肪^{※1}、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNON-HDLコレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）、血糖検査（空腹時血糖^{※2}又はHbA1c検査）

※1 やむを得ない場合には随時中性脂肪（空腹時（絶食10時間以上）以外に採血を行う）

※2 やむを得ない場合には随時血糖

カ 尿検査：尿糖、尿蛋白

② 追加項目・・・基本項目に追加して下記の項目を行う。

・受診時年齢が75歳未満の者…HbA1c、クレアチニン、eGFR、尿酸、尿潜血

・受診時年齢が75歳以上の者…クレアチニン、eGFR

③ 詳細項目・・・一定の条件に該当する者に行う。

・受診時年齢が75歳未満の者…貧血検査、心電図検査、眼底検査、クレアチニン、eGFR

・受診時年齢が75歳以上の者…貧血検査

(5) 結果の通知

受診者に速やかに結果説明及び情報提供を行う。

(6) 記録の整備

氏名、性別、年齢、住所、過去の健診の受診状況、健診結果等を記録し、少なくとも5年間は保存するものとする。

(7) その他

基本健康診査の実施においては、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）及び高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づき各後期高齢者医療広域連合が保健事業として行う健康診査に準ずるものとする。

3 がん検診

3-1 胃がん検診

(1) 目的

胃がんを早期発見・早期治療することで、胃がんの死亡率を減少させることを目的とする。

(2) 実施方法

胃部エックス線検査は、各市民センター等において、検診機関による集団方式で実施する。

胃内視鏡検査は、医療機関において個別方式で実施する。

(3) 費用

検診手数料として大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第15項第4号に規定する胃部エックス線検査1,600円、胃内視鏡検査4,000円を徴収する。徴収に係る事務の取扱いについては、「各種検診手数料徴収事務取扱要領」で定める。

ただし、生活保護世帯に属する者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者、市民税非課税世帯に属する者及び当該年度において70歳以上の者、65歳から69歳までの後期高齢者医療制度加入者については、無料とする。また、大津市国民健康保険加入者は、大津市国民健康保険より助成があるため無料とする。

(4) 検診項目及び検診体制

①胃部エックス線検査（集団方式）

ア 問診

胃がん検診票を用い、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 胃部エックス線検査

- ・撮影枚数は、最低8枚とする。
- ・撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。
- ・造影剤の使用にあたっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意する。

ウ 胃部エックス線写真の読影方法

胃部エックス線写真の読影は、十分な経験を有する2名の医師による二重読影方式とし、その結果に応じて、過去に撮影した胃部エックス線写真と比較読影する。

エ 結果の通知

検診の結果は、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。

②胃内視鏡検査（個別方式）

ア 事前確認及び問診

事前確認書兼同意書の説明をし、同意の署名をもらう。その後胃がん検診（胃内視鏡検査）票を用い、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 胃内視鏡検査

- ・検査手順は、「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル（日本消化器がん検診学会）」により行うものとする。
- ・胃内視鏡検査はデジタル撮影方式とする。
- ・撮影枚数は、概ね40コマとする。但し、悪性を疑う病変の追加撮影は適宜行う。
- ・生検を実施した場合は、医療保険対象となる。

ウ 胃内視鏡検査の読影方法

胃内視鏡検査撮影画像の読影は2名の医師による二重読影方式とし、第一読影は実施機関の検査医が行い、第二読影は、天津市胃内視鏡読影委員が行うものとする。

エ 結果通知

検査の結果は、精密検査の必要性を決定し、検診票兼結果通知票本人控にて速やかに通知し、必要な指導を行う。なお、他機関に紹介する場合は、「胃がん検診（胃内視鏡検査）再検査・精密検査依頼書兼結果通書」を交付する。

- ・ 総合判定が「要精密検査」となった者については、精密検査の必要性を指導し、胃がんの診断と治療が行える医療機関において精密検査を受診するよう受診者に対し指導する。
- ・ 総合判定が「精密検査不要」となった者に対しては、2年後の胃がん検診の受診を勧奨する。
- ・ 「要治療・要受診（胃がん以外）」「ピロリ菌感染性胃炎の疑い」とされた者に対しては、検診結果の内容についての適切な指導をし、適切な医療が受けられるように努める。
- ・ 実施機関での内視鏡下生検が不適切であると判断した場合、または受診者が内視鏡下生検を行うことに同意しなかった場合であって、二次読影で再検査の必要ありと判断された際には、再検査の必要性や検査方法を十分に説明し、精密検査実施医療機関の検査予約を取り、受診勧奨を行う。

(5) 記録の整備

実施機関は、保険医療機関及び保険医療費担当規則第9条に基づき、検診結果及び撮影した画像を少なくとも5年間保存するものとする。

3-2 大腸がん検診

(1) 目的

大腸がんを早期発見・早期治療することで、大腸がんの死亡率を減少させることを目的とする。

(2) 実施方法

医療機関における個別方式及び検診機関による集団方式で実施する。

(3) 費用

検診手数料は、天津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第15項第7号に規定する800円を徴収する。徴収に係る事務の取扱いについては、「各種検診手数料徴収事務取扱要領」で定める。

ただし、生活保護世帯に属する者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者、市民税非課税世帯に属する者、当該年度において70歳以上の者、65歳から69歳までの後期高齢者医療制度加入者については、無料とする。また、天津市国民健康保険加入者は、天津市国民健康保険より助成があるため無料とする。

(4) 検診項目及び検診体制

①個別方式

ア 問診

検診票を用い、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 便潜血検査

便潜血検査は、免疫便潜血検査2日法、OCセンサー方式により行うものとし、測定用キ

ット、採便方法、検体の回収及び検体の測定については、次のとおりとする。

(ア) 採便方法

採便用具（スティック）を配布し、自己採便とする。採便は原則2日分の便とするが、次善の策として、同一日で2回分の採便も可とする。ただし、必ず別の排便から採取した検体であることとし、同一の便からの採取は不可とする。

なお、採便用具の使用方法、採便量及び採便後の検体の保管方法等は、検診の精度に大きな影響を与えることから、採便用具の配布時にその旨を受診者に十分説明するものとする。

(イ) 検体の回収

原則3日以内に2回分を採便することとするが、3日以内の採便が困難な場合は、1回目の採便の日を1日目とし、7日目までに2回分を採便し、提出することも可とする。受診者に対しては、採便後なるべく早く検体を持参すること及び採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう指導する。

(ウ) 検体の測定

検体回収後速やかに行うものとし、速やかな測定が困難な場合は、冷蔵保存するものとする。

ウ 検診結果の区分

検診の結果は、免疫便潜血検査の結果により判断し、「陰性」及び「陽性」に区分するものとする。また、採便方法が不適當で検査不能であった場合は、再検査を指導する。

なお、1回目の検体で陽性の数値が出ている場合であっても、必ず2回分の検体を提出するよう指導する。

エ 結果の通知及び事後指導

検診の結果は、精密検査の必要性を決定し、実施機関より受診者に速やかに通知する。

検診の結果が「陽性」となった者に対しては、実施機関において精密検査の必要性や検査方法を十分に説明し、精密検査実施医療機関の検査予約をとり、受診勧奨を行う。

②集団方式

ア 問診

検診票を用い、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。なお、問診は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

イ 便潜血検査

便潜血検査は、免疫便潜血検査2日法、OCセンサー方式により行うものとし、測定用キット、採便方法、検体の回収及び検体の測定については、次のとおりとする。

(ア) 採便方法

採便用具（スティック）を配布し、自己採便とする。採便は原則2日分の便とするが、次善の策として、同一日で2回分の採便も可とする。ただし、必ず別の排便から採取した検体であることとし、同一の便からの採取は不可とする。

なお、採便用具の使用方法、採便量及び採便後の検体の保管方法等は、検診の精度に大きな影響を与えることから、採便用具の配布時に、受診者に「大津市大腸がん検診（集団検診）受診にあたって」の文書を同時に通知する。

(イ) 検体の回収

原則、検診当日を含めた3日以内に2回分を採便することとする。ただし、3日以内の採便が困難な場合は、検診当日を含めた7日以内に2回分を採便し、提出することも可とする。受診者に対しては、採便後、検体を提出するまでの間、冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう指導する。

(ウ) 検体の測定

検体回収後速やかに行うものとし、速やかな測定が困難な場合は、冷蔵保存するものとする。

ウ 検診結果の区分

検診の結果は、免疫便潜血検査の結果により判断し、「陰性」及び「陽性」に区分するものとする。採便方法が不相当で検査不能であった場合は、別途医療機関を受診するよう指導する。

エ 結果の通知及び事後指導

検診の結果は、精密検査の必要性を決定し、実施機関より受診者に速やかに通知する。

検診の結果が「陽性」となった者については、「大津市大腸がん検診で「陽性（要精密検査）」となられた方へ」の文書もあわせて通知し、精密検査実施医療機関に精密検査の予約をとるよう、受診勧奨を行う。この際、受診者に精密検査依頼書兼結果票、診療情報提供書を交付し、精密検査実施医療機関を受診する際にこれらを提出するよう通知する。

(5) 記録の整備

実施機関は、保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条に基づき、検診結果を少なくとも5年間保存するものとする。

3-3 肺がん結核検診

(1) 目的

肺がんを早期発見・早期治療することで肺がんの死亡率を減少させること、及び、結核を早期発見・早期治療することで感染の拡大を防止することを目的とする。

(2) 実施方法

医療機関における個別方式及び検診機関における集団方式で実施する。

(3) 費用

検診手数料として、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第15項第8号に規定する胸部エックス線検査800円、喀痰細胞診1,000円を徴収する。徴収に係る事務の取扱いについては、「各種検診手数料徴収事務取扱要領」で定める。

ただし、生活保護世帯に属する者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者、市民税非課税世帯に属する者及び当該年度において70歳以上の者、65歳から69歳までの後期高齢者医療制度加入者については、無料とする。また、大津市国民健康保険加入者は、大津市国民健康保険より助成があるため無料とする。なお、65歳から69歳の者は、胸部エックス線検査のみ無料とする。

(4) 検診項目及び検診体制

①個別方式

ア 問診

検診票を用い、喫煙歴、職歴、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 胸部エックス線検査

(ア) 65歳未満を対象とする胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影する。

(イ) 65歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」第53条の2第3項に規定する定期の健康診断等において撮影された、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を用いて読影する。

ウ 喀痰細胞診

(ア) 問診の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し、必要性和手順を説明した上で喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取するものとする。

(イ) 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰又は3日の連続採痰とする。

(ウ) 採取した喀痰(細胞)は、固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察するものとする。

エ 胸部エックス線写真の読影方法

胸部エックス線写真の読影は、2名の医師による二重読影方式とし、第一読影は実施機関の医師が行い、第二読影は、大津市が指定した呼吸器内科、呼吸器外科又は放射線科の専門医師が属する医療機関が行うものとする。また、第一読影及び第二読影ともに、可能な限り過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影を行う。

オ 喀痰細胞診の実施

(ア) 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する検査機関において行うものとする。

(イ) 検査機関は、細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した医療機関に通知するものとする。

カ 結果の通知及び事後指導

検診の結果は、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性を決定し、実施機関より受診者に速やかに通知する。

検診の結果が「要精密検査」となった者については、実施機関において、精密検査の必要性や検査方法を十分に説明し、精密検査実施医療機関の精密検査(診察及び検査)の予約をとり、受診勧奨を行う。

②集団方式

ア 問診

検診票を用い、喫煙歴、職歴、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。なお、問診は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

イ 胸部エックス線検査

(ア) 65歳未満を対象とする胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影する。

(イ) 65歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」第53条の2第3項に規定する定期の健康診断等において撮影された、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を用いて読影する。

ウ 胸部エックス線写真の読影方法

胸部エックス線写真の読影は、2名の医師(このうち1名は、十分な経験を有すること)によって読影するものとする。

エ 結果の通知

検診の結果は、精密検査の必要性を決定し、実施機関より受診者に速やかに通知する。

検診の結果が「要精密検査」となった者については、「大津市肺がん結核検診で「要精密検査」となられた方へ」の文書もあわせて通知し、精密検査実施医療機関に精密検査(診察及び検査)の予約をとるよう、受診勧奨を行う。この際、受診者に精密検査依頼書兼結果票、診療情報提供書、胸部エックス線写真(デジタル画像データ)を交付し、精密検査実施医療機関を受診する際にこれらを提出するよう通知する。

(5) 記録の整備

実施機関は、保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条に基づき、検診結果及び撮影した画像を少なくとも5年間保存するものとする。

3-4 子宮頸がん検診

(1) 目的

子宮頸がんを早期発見・早期治療することで、子宮頸がんの死亡率を減少させることを目的とする。

(2) 実施方法

県内の医療機関における個別方式及び検診機関による集団方式で実施する。

(3) 費用

検診手数料として、大津市手数料条例(平成12年条例第12号)別表第15項第5号に規定する1,600円を徴収する。徴収に係る事務の取扱いについては、「各種検診手数料徴収事務取扱要領」で定める。

ただし、無料クーポン券対象者、生活保護世帯に属する者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者、市民税非課税世帯に属する者及び当該年度において70歳以上の者、65歳から69歳までの後期高齢者医療制度加入者については、無料とする。また、大津市国民健康保険加入者は、大津市国民健康保険より助成があるため無料とする。

なお、無料クーポン券対象者については、年度ごとに「各種検診における無料クーポン券による個別勧奨実施要項」で定める。

(4) 検診項目及び検診体制

① 個別方式

ア 問診

検診票を用い、妊娠歴、分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の現在の症状及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 頸部検診

視診、子宮頸部の細胞診及び内診を行う。細胞診はブラシ採取とし、子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

ウ 細胞診の実施

- (ア) 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師が行う。
- (イ) 標本作成は、LBC（液状化検体細胞診）で実施する。
- (ウ) 子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステムによって分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに実施機関に通知する。
- (エ) 検体が不適正であった場合には、再度子宮頸部の細胞診を実施する。

エ 結果の通知及び事後指導

検診の結果は、精密検査の必要性を決定し、実施機関より受診者に速やかに通知する。

検診の結果が「要精密検査」となった者には、実施機関において、精密検査の必要性や検査方法を十分に説明し、精密検査の受診勧奨を行う。

②集団方式

ア 問診

検診票を用い、妊娠歴、分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の現在の症状及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 頸部検診

視診、子宮頸部の細胞診及び内診を行う。細胞診はブラシ採取とし、子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

ウ 細胞診の実施

- (ア) 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師が行う。
- (イ) 標本作成は、LBC（液状化検体細胞診）で実施する。
- (ウ) 子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステムによって分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検診実施医療機関に通知する。
- (エ) 検体が不適正であった場合には、再度医療機関を受診するよう指導する。

エ 結果の通知

検診の結果は、精密検査の必要性を決定し、実施機関より受診者に速やかに通知する。

検診の結果が「要精密検査」となった者には、子宮頸がんの診断と治療が行える医療機関において精密検査を受診するよう受診者に通知する。この際、受診者に精密検査依頼書兼結果票及び診療情報提供書を交付し、精密検査実施医療機関を受診する際にこれらを提出するよう通知する。

(5) 記録の整備

実施機関は、保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条に基づき、検診結果を少なくとも5年間保存するものとする。

3-5 乳がん検診

(1) 目的

乳がんを早期発見・早期治療することで、乳がんの死亡率を減少させることを目的とする。

(2) 実施方法

医療機関における個別方式及び各市民センター等において検診機関による集団方式で実施する。

(3) 費用

検診手数料として、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第15項第6号に規定する額（個別方式：40歳以上49歳までの者2,000円、50歳以上の者1,600円 集団方式：40歳以上49歳までの者2,100円、50歳以上の者1,800円）を徴収する。徴収に係る事務の取扱いについては、「各種検診手数料徴収事務取扱要領」で定める。

ただし、無料クーポン券対象者、生活保護世帯に属する者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者、市民税非課税世帯に属する者及び当該年度において70歳以上の者、65歳から69歳までの後期高齢者医療制度加入者については、無料とする。また、大津市国民健康保険加入者は、大津市国民健康保険より助成があるため無料とする。

なお、無料クーポン券対象者については、年度ごとに「各種検診における無料クーポン券による個別勧奨実施要項」で定める。

(4) 検診項目及び検診体制

①個別方式

ア 問診

検診票を用い、乳がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、現在の症状及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

(ア) 国が規定する基準に適合した実施機関において、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行うものとする。

(イ) 40歳以上50歳未満の対象者には、アの内外斜位方向撮影と共に頭尾方向撮影も併せて行うものとする。

(ウ) 乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下で、二重読影（このうち1名は、十分な経験を有する医師であること。）により行うものとする。

ウ 結果の通知及び事後指導

検診の結果は、精密検査の必要性を決定し、実施機関より受診者に速やかに通知する。

検診の結果が「要精密検査」となった者には、実施機関において、精密検査の必要性や検査方法を十分に説明し、精密検査の受診勧奨を行う。

②集団方式

ア 問診

検診票を用い、乳がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、現在の症状及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

(ア) 国が規定する基準に適合した実施機関において、両側乳房について、内外斜位方向撮影

を行うものとする。

(イ) 40歳以上50歳未満の対象者には、アの内外斜位方向撮影と共に頭尾方向撮影も併せて行うものとする。

(ウ) 乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下で、二重読影（このうち1名は、十分な経験を有する医師であること。）により行うものとする。

ウ 結果の通知

検診の結果は、精密検査の必要性を決定し、実施機関より受診者に速やかに通知する。

検診の結果が「要精密検査」となった者には、乳がんの診断と治療が行える医療機関において精密検査を受診するよう受診者に通知する。この際、受診者に精密検査依頼書兼結果票及び診療情報提供書を交付し、精密検査実施医療機関を受診する際にこれらを提出するよう通知する。

(5) 記録の整備

実施機関は、保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条に基づき、検診結果及び撮影した画像を少なくとも5年間保存するものとする。

4 その他

検診におけるトラブル等があった場合は、速やかに市に報告するとともに、様式1により対応結果について報告をする。

第3 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。